



これから「相談支援専門員」とお仕事をされる方へ

「相談支援専門員」は何をする人？



相談支援専門員は、障害がある方が地域社会で生活する中で、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう相談に応じ、サービスの利用計画の作成をサポートしています。

日本は2014年に障害者権利条約を批准し、障害者が地域で生活する権利を保障する国となりました。相談支援専門員はその担い手として、障害福祉サービスに関することをはじめ、障害者の住まいや就労、余暇を含めた生活全般に関するさまざまな個別相談に応じる役割が期待されています。さらに、こうした個別相談を通じて、行政や医療、教育、地域の関係者と協働して地域課題の解決に向けて取り組んでいます。

医学（個人）モデルから社会モデルへ



障害がある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限は、「個人」の心身機能の障害のみに起因するのではなく、「社会」における様々な障壁と相対することによって生じます。

相談支援専門員は障害がある方一人ひとりのニーズが地域のニーズであることを知っています。
各自治体で活躍している相談支援専門員を地域資源としてご活用ください。